

社会教育施設の利用制限解除について

◆ 施設の利用再開日 令和2年5月26日（火）より

◆ 体育施設(屋内、屋外共に)について開館を行います。

ただし、5月26日から31日の期間は、市民プール以外の施設について下記のとおり利用制限を行い開放いたしません。

- ・団体利用の制限(市内団体、個人利用は大崎市民のみ利用可能とします)
- ・スポーツ少年団の活動については、学校再開と同日の6月1日(月)から再開のため高校生以下はこの期間は利用できません。
- ・トレーニング室については、特に施設の感染予防対策を徹底し利用を可能とします。

◆ 体育館施設については、同様に以下の対応が可能であることを踏まえ貸出を行う。

- ・施設を利用する際は体調が悪い方は利用しないこと
- ・マスクを持参すること
- ・接触する機会を減らすなど工夫した活動とすること（十分な距離を確保すること）
- ・消毒やこまめに手を洗うこと
- ・咳エチケットを守ること
- ・換気等感染予防対策を徹底すること
- ・運動・スポーツ中に唾や痰をはくことは極力行わないこと
- ・タオルの共用はしないこと
- ・スクイズボトル等の共有物は使用しないこと
- ・飲食については指定場所以外では行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- ・運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者の判断によるものとするものの、受付、着替え等の運動スポーツを行っていない間はマスクを着用すること。
マスク着用による運動・スポーツ中には、酸欠や熱中症を避けるため、運動強度を落とし、適宜呼吸を整えて活動すること
- ・感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の厳守、施設管理者の指示に従うこと

◆ 文化施設の大ホール等については開館を行うが、大崎市主催イベントの考え方に基づき原則100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数のみ貸し出しをします。

※ 上記の対応は令和2年5月18日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教委員会等の方針により随時、変更の可能性もあります。

大崎市古川総合体育館のご利用について

5月26日(火)～31日(日)の期間は大崎市民のみ利用可能です。

施設利用について

- ①感染症予防のため「密閉」「密集」「密接」を避けてください。
- ②12：00～13：00、16：00～17：00、20：00～21：00は換気・点検・清掃時間としますのでご利用できません。
- ③アリーナは、暗幕をせず窓を開けてのご利用になります。
- ④ご利用の際は、感染症予防対策チェックシートの提出をお願いします。提出のない場合はご利用をお断りする場合がございます。
- ⑤卓球セット・テニスセット・バレーボール・バスケットボール等の備品の貸出はしませんので、ご持参ください。
- ⑥更衣室はご利用できますが、シャワー及びロッカーは使用できません。
- ⑦トレーニングルーム利用について
 - ・個人利用のみとします。
 - ・同時に利用できる人数は**最大8名**とします。
 - ・インボディ測定は、しばらくの間中止します。